

指定給水装置工事事業者の指定又は更新の申請をされる方へ

■令和5年4月から、当企業団の指定給水装置工事事業者は企業団として1指定（企業団に統合した13の水道事業で共通指定）に変更します。指定又は更新は、13水道センターのうちご希望される水道センター1か所に申請してください。

■申請手続に必要な書類

No.	新規	更新	申請手続に必要な書類	個人	法人
1	○	○	(指定・更新) 申請書類チェックリスト	○	○
2	○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書 【様式第1】 (表面と裏面がありますので、両面とも記入してください。)	○	○
3	○	○	機械器具調書 【別表】	○	○
4	○	○	欠格事項に該当しないことの誓約書 【様式第2】	○	○
5	○	※1	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 【様式第3】	○	○
6	○	○	「住民票の写し」 コピー不可 (発行日から3か月以内のもので個人番号の記載のないもの)	○	—
7	○	○	「定款」の写し (原本証明をした直近のもの)	—	○
8	○	○	「登記事項証明書」 (発行日から3か月以内のもの) コピー不可	—	○
9	○	※1	選任される「給水装置工事主任技術者の免状」の写し	○	○
10	—	○	【確認様式1】講習会受講実績及び業務内容等の確認	○	○
11	—	○	【確認様式2】給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認	○	○
12	—	○	【確認様式3】適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認	○	○
13	—	○	(旧)の「指定給水装置工事事業者指定証」(原本) ⇒新しい指定証の交付にあわせ、回収し、処分します。	○	○
14	—	※2	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 【様式第10】	○	○

※1 給水装置工事主任技術者の変更がある場合は、提出が必要です。

※2 更新申請に際し、事業所の所在地、代表者や役員の氏名等の指定事項の変更がある場合は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)」の提出も必要です。指定事項の変更に当たっては、企業団ウェブページ記載の届出内容をご確認ください。

○ 更新申請の際には、No.10~12の確認事項に係る様式を提出していただきますが、それぞれ受講を証明する書類の写しの添付が必要です。

○ 【確認様式】の1~3で確認させていただいた情報については、お客さま(住民)への情報提供の充実を図るため、今後、当企業団のウェブページにて公表していく予定ですが、当分は、指定番号・名称(商号・屋号)、事務所の所在地、電話番号、指定の有効期間の満了日のみを公表します。

○ 指定給水装置工事事業者証は、希望の有無にかかわらず指定又は更新の際に交付します。(指定証には、指定の有効期間の満了日を明記)

○ なお、書換えや紛失等による指定証の再交付をご希望の際は、「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」にて申請してください。

■事務手続手数料

- 指定手数料（指定証の交付含む。） 1 指定につき 10,000円
 - 指定更新手数料（指定証の交付含む。） 1 指定につき 10,000円
 - 指定証再交付手数料 1 枚につき 2,000円
- ※ 手数料は、申請時に窓口にて納めていただき、その後審査を開始します。

■窓口受付（年末年始を除く月曜日～金曜日の開庁時間）

〔指定〕… 随時

新規指定の有効期間は、指定日から5年間となります。

〔更新〕… 更新年度ごとの受付期間

令和2～6年までの各年9月29日に指定の有効期間が満了する指定工事事業者の更新の手続は、全センターで統一して各年6月から受付を開始※します。

なお、受付期間の早期に手続を行った場合でも、次回の有効期間の開始日に変更はありません。（更新後の有効期間も5年間となります。）

指定を受けた日	指定の有効期間の満了日	左記に係る更新の受付期間※	更新後の指定の有効期間が満了する日
⑨ H10.4.1～H11.3.31	R2.9.29まで	<u>R2.6.1～8.25</u>	R7.9.29まで
⑨ H11.4.1～H15.3.31	R3.9.29まで	<u>R3.6.1～8.25</u>	R8.9.29まで
⑨ H15.4.1～H19.3.31	R4.9.29まで	<u>R4.6.1～8.25</u>	R9.9.29まで
⑨ H19.4.1～H25.3.31	R5.9.29まで	<u>R5.6.1～8.28</u>	R10.9.29まで
H25.4.1～R元.9.30	R6.9.29まで	<u>R6.6.3～8.23</u>	R11.9.29まで

◎ 指定の有効期間満了の際に、あらかじめ水道センターから通知はしませんので、ご注意ください。

■指定又は更新の通知

各水道センターから指定又は更新の手続が完了した旨の通知をします。（電話連絡）
指定又は更新までの手続に要する期間は、申請から1か月程度です。

■指定証の交付

各水道センターから指定又は更新の手続が完了した旨の通知をした後に窓口で指定証を交付しますので、速やかにお受け取り願います。

なお、更新の場合は、新しい指定証の交付時に旧の指定証を返納してください。

■お問合せ先

水道事業名	センター名	電話
藤井寺水道事業	藤井寺水道センター	072-939-1324（直通）
泉南水道事業	泉南水道センター	072-482-6552（直通）
四條畷水道事業	四條畷水道センター	072-876-6221（直通）
大阪狭山水道事業	大阪狭山水道センター	072-349-9413（直通）
阪南水道事業	阪南水道センター	072-470-2155（代表）
豊能地域水道事業	豊能地域水道センター	072-738-3311（直通）
忠岡水道事業	忠岡水道センター	0725-22-1122（代表）
熊取水道事業	熊取水道センター	072-452-0357（直通）
田尻水道事業	田尻水道センター	072-466-5012（直通）
岬水道事業	岬水道センター	072-492-4140（直通）
太子水道事業	太子水道センター	0721-98-5536（直通）
河南水道事業	河南水道センター	0721-93-2500（代表）
千早赤阪水道事業	千早赤阪水道センター	0721-26-7165（直通）